

国見町告示第 34 号

国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

国見町長 村 上 利 通

国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱（令和 6 年国見町告示第 97 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号（イ）中「企業」の次に「等」を加え、同号（イ）（iii）中「5 年」を「1 年」に改め、同号（イ）（iii）ただし書中「内定企業」の次に「等」を加え、同条第 2 号（ア）中「勤務地」を「原則、勤務地」に改め、同号（イ）（i）本文中「週」を「原則、週」に改め、同号（イ）（ii）中「前記（ア）（i）の」を「移住先」に、「への勤務地限定型社員としての」を「を中心とした勤務を基本とする」に改め、同号（イ）（ii）ただし書を削り、同号（イ）に次のように加える。

（iii） 東京圏への勤務を前提としない採用であること。

（iv） 在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

第 11 条中「又は半額」を削り、同条第 1 号（エ）本文中「就業」の次に「開始」を加え、同号（オ）中「3 年未満」を「1 年以内」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

（2） 削除

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 5 条関係）

補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

[別紙参照]

第 2 号様式（第 5 条関係）

誓約書

[別紙参照]

第4号様式から第6号様式までを次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

就業証明書（地方就職支援金の申請用）

[別紙参照]

第5号様式（第5条関係）

内定証明書（地方就職支援金（交通費）の申請用）

[別紙参照]

第6号様式（第6条関係）

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第9条関係）

補助金交付決定通知書（再交付）

[別紙参照]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

国見町長 様

補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱第5条に基づき、補助金の交付を申請（報告・請求）します。

記

1 地方就職支援金の申請状況

申請の回数	1回目 ・ 2回目
-------	-----------

2 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			
住所		電話番号	
(国見町内に転入済の場合) 転入前の住所	〒		
メールアドレス			
大学・学部等	大学・ 大学院名	学部・ 学科等名	
卒業・修了 (予定)日	年	月	日

3 移住した日（又は移住予定日）

移住年月日	年 月 日
-------	-------

→住民となった日を記入してください。（届出日ではありません。）

6 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（国見町）に元からある（移動させていない）※	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※	

※状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

7 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。※）

申請日から1年以上継続して、国見町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
県が実施する「ふくしま移住希望者支援交通費補助金」の活用について ※併給は認められません	A. 活用していない	B. 活用している

※各種確認事項のB.に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

8 補助金交付申請額（※申請する金額を記入してください。）

(1) 地方就職支援金（交通費）

金 円

※企業からの交通費支給がある場合

実際に要した経費 円－企業負担額 円×1/2＝交付申請額 円

(2) 地方就職支援金（移転費）

金 円

※企業から移転費支給がある場合は対象になりません。

※上限額は、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は、移転に要した実費の金額。証明できない場合は本補助金交付要綱別表に定める金額を上限とし、移転に要した実費の金額。

(1)+(2) 地方就職支援金合計

金 円

9 申請者の口座情報（※下記欄に記入又は該当するものに○をつけてください。）

金融機関名		銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
本・支店名		
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

10 添付書類（※下記の書類を添付してください。）

- ① 地方就職支援金の交付申請に関する誓約書（第2号様式）
- ② 国見町地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い（第3号様式）
- ③ 就業証明書（第4号様式）

（在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は内定証明書（第5号様式））

- ④ 卒業・修了証明書

（在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの））

- ⑤ 身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ⑥ 移転費及び交通費の領収書等
- ⑦ 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ⑧ 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

管理コード（福島県及び国見町使用欄）	
--------------------	--

第2号様式（第5条関係）

誓 約 書

- 1 国見町地方就職学生支援事業等に関する報告及び立入調査について、福島県及び国見町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱」に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請又はその他不正の手段により地方就職支援金の支給を受けたことが判明した場合
 - (2) (在学中に地方就職支援金(交通費)を申請する場合)地方就職支援金(補助金)の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - (3) (在学中に地方就職支援金(交通費)を申請する場合)地方就職支援金(補助金)の申請日から1年以内に国見町に転入しなかった場合
 - (4) 地方就職支援金(補助金)の要件を満たす職を就業開始日から1年以内に辞めた場合(ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)
 - (5) 転入日から1年以内に、国見町から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に国見町以外の市区町村に転出した場合

年 月 日

国見町長 様

申請者 住所

署名

就業証明書（地方就職支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 勤務者名

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報（就業者が地方就職支援金（交通費）を申請する場合のみ記載）

訪問日 (面接・試験日等)	年 月 日
実施場所	勤務予定地と同じ ・ それ以外の場所
	(※それ以外の場所の場合、住所を記載してください。)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

3 就業条件等

就業日	年 月 日
勤務地	住所を記載してください。
就業先に関する要件	該当する場合はチェックを付けてください。※1 <input type="checkbox"/> 就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でない。
	該当する場合はチェックを付けてください。※2 <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※2 <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (移住先地域を中心とした勤務である、勤務地が1か所である、など)
	該当する場合はチェックを付けてください。※3 <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

- ※1 地方就職支援金（交通費）の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。
- ※2 地方就職支援金（交通費）及び地方就職支援金（移転費）の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。
- ※3 地方就職支援金（移転費）の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名

第5号様式（第5条関係）

内 定 証 明 書（地方就職支援金（交通費）の申請用）

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

記

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

訪問日 (面接・試験日等)	年 月 日
実施場所	勤務予定地と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください。)
内 定 日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
勤務予定地	住所を記載してください。
就業先に関する要件	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でない。
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (移住先地域を中心とした勤務である、勤務地が1か所である、など)

※地方就職支援金（交通費）の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名

様

国見町長

補助金交付決定通知書

国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 補助金	円
〔内訳 地方就職支援金（交通費）	円〕
地方就職支援金（移転費）	円〕

2 振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※地方就職支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 国見町は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領等の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- ・（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- ・（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）申請日から1年以内に国見町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く。）
- ・就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く。）
- ・国見町への転入日から1年以内に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に国見町以外の市区町村に転出した場合

2 国見町は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領等の規定に基づき、国見町地方就職学生支援事業が適切に

実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

様

国見町長

補助金交付決定通知書（再交付）

国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1	補助金	円
〔内訳	地方就職支援金（交通費）	円〕
	地方就職支援金（移転費）	円〕

2 振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。ご了承ください。

※地方就職支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 国見町は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- ・（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- ・（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）申請日から1年以内に国見町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く。）
- ・就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く）
- ・国見町への転入日から1年以内に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に国見町以外の市区町村に転出した場合

2 国見町は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、国見町地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所

に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--